1. 機構及び職制

（平成24年4月1日現在）

- 公営企業管理者
  - 総務課長
    - 主幹
    - 主幹
    - 総務係長
      - 主査
      - 主査
    - 会計係長
      - 主査
  - 営業課長
    - 料金係長
      - 主査
      - 主査
    - 故障相談係長
  - 建設課長
    - 主幹
    - 水道工事係長
      - 下水道工事係長
      - 給排水設備係長
      - 主査
      - 主査
  - 水道施設課長
    - 主幹
    - 主幹
    - 配水管理係長
      - 維持係長
      - 主査
      - チマイベツ浄水場長
      - 千歳浄水場長
      - 水質試験所
  - 下水道施設課長
    - 主幹
    - 管理係長
      - 施設係長
      - 中島ポンプ場

2. 事 務 分 掌

課	係	事　務　分　掌
総務課	総務係	(1) 儀式、交際及び表彰に関すること。
		(2) 公印の管守に関すること。
		(3) 条例、規則及び規程等に関すること。
		(4) 庁舎等の管理及び庁中の取締りに関すること。
		(5) 職員の人事、服務、給与及び福利厚生に関すること。
		(6) 嘱託職員及び臨時職員に関すること。
		(7) 職員の市外出張命令に関すること。
		(8) 職員の児童手当に関すること。
		(9) 職員の安全衛生管理に関すること。
		(10) 職員の労働組合に関すること。
		(11) 車両の管理に関すること。
		(12) 電話の保守及び庁内電話交換に関すること。
		(13) 日本水道協会、日本下水道協会及び日本工業用水道協会に関すること。
		(14) 広報宣伝に関すること。
		(15) 事業年報の作成に関すること。
		(16) 資産の取得及び管理に関すること。
		(17) 管路用地等の賃貸借の契約に関すること。
		(18) 入札参加資格審査に関すること。
		(19) 工事請負（工事に伴う測量、設計及び調査等を含む。）の契約に関すること。
		(20) 業務委託(料金等徴収及び検針業務を除く。）の契約に関すること。
		(21) たな卸資産及びその他物品の取得並びに維持管理に関すること。
		(22) 公用図書の購入及び保管に関すること。
		(23) 不用品の処分に関すること。
		(24) 文書の発送に関すること。
		(25) 他課、係の所管に属さないこと。
	会計係	(1) 予算に関すること。
		(2) 資金計画等財政計画に関すること。
		(3) 収入及び支出書類の審査に関すること。
		(4) 企業債及び一時借入金等に関すること。
		(5) 決算の作成に関すること。
		(6) 業務状況の公表に関すること。
		(7) 経理状況の報告に関すること。
		(8) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
		(9) 他会計からの繰替借入に関すること。
		(10) 起債申請に関すること。
		(11) 現金及び担保物の保管出納に関すること。
		(12) その他、会計事務に関すること。
	審査担当	(1) 事務委託及び工事の設計図書の審査に関すること。
		(2) 工事の検査に関すること。
		(3) その他、審査事務に関すること。

課	係	事　務　分　掌
営業課	料金係	(1) 水道料金及び下水道使用料の支払に関すること。
		(2) 口座振替に関すること。
		(3) 滞納整理及び給水停止処分に関すること。
		(4) 収納事務委託に関すること。
		(5) 使用者の違反処分に関すること。
		(6) 下水道受益者負担金に関すること。
		(7) 水洗便所改造資金等貸付金に関すること。
		(8) 下水道使用の地下水等の利用認定に関すること。
		(9) 水道料金・下水道使用料等の減免に関すること。
		(10) 量水器の検針に関すること。
		(11) 使用水量及び異常水量の認定に関すること。
		(12) 異動による検針・通常の開閉栓作業及び精算事務に関すること。
		(13) 給水人口及び世帯の統計に関すること。
		(14) 検針業務委託に関すること。
		(15) 大口メータの検針業務に関すること。
		(16) 使用者の異動受付に関すること。
		(17) 電子計算機器の管理及び各種資料に関すること。
		(18) 電子計算業務の委託事務に関すること。
		(19) その他、課内他係に属さないこと。
	故障相談係	(1) 量水器の取替及び修繕に関すること。
		(2) 量水器の保管に関すること。
		(3) 既存量水器の撤去及び緊急開閉栓作業に関すること。
		(4) 故障相談及び苦情処理に関すること。
		(5) 修繕工事に関すること。
		(6) 修繕工事の統計に関すること。
		(7) その他、量水器及び修繕に関すること。
建設課	水道工事係	(1) 建設工事（給水管切替工事を含む。）の実施計画及び測量、設計監督並びに施工に関すること。
		(2) 建設工事に伴う用地の取得及び支障物権の補償に関すること。
		(3) 受託工事の設計、施工及び精算に関すること。
		(4) 工事の歩掛及び単価作成に関すること。
		(5) 給水区域及び水需給の企画調査に関すること。
		(6) 水道事業の認可及び変更認可申請に関すること。
	下水道工事係	(1) 下水道基本計画に関すること。
		(2) 都市計画決定に関すること。
		(3) 下水道事業認可に関すること。
		(4) 下水道事業要望に関すること。
		(5) 管渠工事に関すること。
		(6) 処理場及びポンプ場に係る設計、監督に関すること。
		(7) 管渠、処理場及びポンプ場の施設改修に関すること。
		(8) 補償に係る交渉及び契約に関すること。
		(9) 測量及び現地調査に関すること。
		(10) 占有協議及び占有図書作成に関すること。
		(11) その他、課内他係に属さないこと。

課	係	事　務　分　掌
建設課	給排水設備係	(1) 給水装置工事の受付、設計、審査、指導監督及び精算に関すること。
		(2) 給水管の統廃合及び老朽管の取替に関すること。
		(3) 給水装置の工事及び資材の検査に関すること。
		(4) 給水装置の相談及び改善勧告に関すること。
		(5) 給水装置工事の統計に関すること。
		(6) 受水槽の設置に関する審査及び指導に関すること。
		(7) 簡易専用水道等の審査、検査及び指導に関すること。
		(8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
		(9) 受託工事に関すること。
		(10) 給水装置管網連絡図の作成及び台帳の保管整備に関すること。
		(11) その他、給水装置に関すること。
		(12) 排水設備確認申請に関すること。
		(13) 開発行為排水設備工事に関すること。
		(14) 建築確認申請の審査に関すること。
		(15) 測量及び現地調査に関すること。
		(16) 道路愛護組合道路及び建築線道路の排水設備工事に関すること。
		(17) 排水設備台帳の作成に関すること。
		(18) 排水設備及び水洗便所の普及促進に関すること。
		(19) 排水設備指定工事店に関すること。
		(20) 排水設備工事責任技術者に関すること。
水道施設課	配水管理係	(1) 水道施設の建設、改良及び更新計画に関すること。
		(2) 配水池及び付属ポンプ場施設の維持管理に関すること。
		(3) 送配水集中監視制御施設の維持管理に関すること。
		(4) 水量の統計及び分析に関すること。
		(5) 工業用水道の維持管理に関すること。
		(6) 水源涵養に関すること。
		(7) 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の維持管理に関すること。
		(8) 水源及び浄水場の統計に関すること。
		(9) その他、課内他係に属さないこと。
	維持係	(1) 導水管、送水管、配水管及び給水管の漏水防止工事並びに付属設備の維持管理に関すること。
		(2) 減断水計画及び広報並びに応急給水に関すること。
		(3) 漏水防止の統計及び分析に関すること。
		(4) 業務用無線の総括に関すること。
		(5) 配水管台帳の作成及び整備に関すること。
	ﾁﾏｲﾍﾞﾂ浄水場	(1) 水源涵養に関すること。
		(2) 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の維持管理に関すること。
		(3) 水源及び浄水場の統計に関すること。

課	係	事　務　分　掌
水道施設課	千歳浄水場	(1) 水源涵養に関すること。
		(2) 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の維持管理に関すること。
		(3) 水源及び浄水場の統計に関すること。
	水質試験所	(1) 水質の検査及び試験並びに調査に関すること。
		(2) 水質の統計に関すること。
		(3) 水質の受託試験に関すること。
下水道施設課	管理係	(1) 公共下水道管渠及び都市下水路の維持管理に関すること。
		(2) 公共下水道管渠及び都市下水路に係る行為の認可に関すること。
		(3) 下水道台帳図の保管及び閲覧に関すること。
		(4) 管路用地の使用継続申請に関すること。
		(5) 事業場排水の監視及び指導に関すること。
		(6) 特定事業場各種届出書の受理及び審査に関すること。
		(7) 事業所排水の統計及び事業場台帳の作成に関すること。
		(8) 下水汚泥の処分計画に関すること。
		(9) 下水汚泥の処分に関すること。
		(10) 処分量の統計及び台帳の作成に関すること。
		(11) 課内職員の動態に関すること。
		(12) 下水処理施設の労働安全衛生に関すること。
		(13) 各種委託料に関すること。
		(14) 予算、決算及び諸経費の支出に関すること。
		(15) 各種照会文書の取りまとめに関すること。
		(16) その他、課内他係に属さないこと。
	施設係	(1) 下水処理施設の維持管理に関すること。
		(2) ポンプ場及びポンプ所の維持管理に関すること。
		(3) 放流水の水質管理等に関すること。
		(4) 運転管理委託業務の監督に関すること
		(5) し尿投入に関すること。

3. 職 員 配 置

（平成24年4月1日現在）

部課長係 ＼ 区分		事務職員（人）	技術職員（人）	計（人）
公営企業管理者			1	1
総務課	課長	1		1
	主幹	1	1	2
	総務係	3		3
	会計係	4		4
	計	9	1	10
営業課	課長	1		1
	料金係	6		6
	故障相談係		2	2
	計	7	2	9
建設課	課長		1	1
	主幹		1	1
	水道工事係		3	3
	下水道工事係		3	3
	給排水設備係		4	4
	計	0	12	12
水道施設課	課長		1	1
	主幹		2	2
	配水管理係		2	2
	維持係		3	3
	チマイベツ浄水場		2	2
	千歳浄水場		2	2
	水質試験所	1		1
	計	1	12	13
下水道施設課	課長		1	1
	主幹			0
	管理係	1	3	4
	施設係		2	2
	中島ポンプ場		1	1
	計	1	7	8
合計		18	35	53